

大津市会計年度任用職員募集要項

【職種：医療技術職 1 種（歯科衛生士） 長寿福祉課】

令和 7 年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1 人（最大週 35 時間勤務）

勤務日については応募時及び面接時に希望を伺い、選考により決定します。
詳細は 10 勤務条件参照。

2 募集職種 医療技術職 1 種（歯科衛生士） 長寿福祉課

3 業務内容

配属先で行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に伴う事務

- (1) 窓口、電話、訪問による高齢者に対する保健指導業務
- (2) 文書等作成業務
- (3) パソコンを使った資料作成、データ入力業務 等

【業務内容の変更範囲】：なし

4 募集対象

- (1) パソコン（ワード・エクセル）の操作が行えること
- (2) 窓口や電話等における接遇応対業務に従事可能であること
- (3) 歯科衛生士資格を有すること
- (4) 普通自動車免許（運転免許取得後 1 年経過していること）を有すること

◎地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

令和 8 年 1 月 19 日（月）から令和 8 年 2 月 9 日（月）まで

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ②写真を貼付した履歴書
- ③歯科衛生士資格証の写し

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く 9 時から 17 時

【連絡先】大津市健康福祉部長寿福祉課

「会計年度任用職員採用担当者」まで

電話番号：077-528-2741

7 選考日時及び選考会場

令和8年2月10日（火）10時～ 大津市役所本館5階 会議室

8 選考方法

面接試験

※上記6に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

9 結果の発表

受験者本人宛に、面接終了後一週間以内に、合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和8年3月1日から令和8年3月31日まで 採用後1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	■ 原則あり □ 原則なし (翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。)
勤務地	大津市御陵町3番1号 大津市役所本館2階 健康福祉部長寿福祉課
勤務地変更の可能性	1 あり ➔ () 2 なし
勤務日	週5日（月曜日～金曜日）。ただし、週5日勤務が困難な場合は、応募時及び面接時に希望を伺い、選考により決定します。
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇 1年目0日 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	・週35時間勤務（1日7時間×週5日）9時～17時 休憩60分 ただし、週5日勤務が困難な場合は、応募時及び面接時に希望を伺い、選考により決定します。
基本給	週35時間勤務の場合 月額221,023円～245,144円 ※資格取得後の業務経験に応じて決定します。採用決定後に前歴の証明書の提出が必要です。
諸手当	期末勤勉手当 なし ※翌年度、再度任用された場合は、在職期間、成績率に応じ

	た割合で支給があります。 通勤手当相当（片道 2km 以上の場合、週 4 日以上は上限月額 55,000 円、週 3 日以下は上限日額 2,619 円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 當利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・給与等支給日：週 30 時間以上勤務は当月 20 日、週 30 時間未満勤務は翌月 20 日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。